

## 「知的障がい者の明日を考える議員連盟」

### 記者会見 議事録

【日 時】 2019年6月20日（木）14時00分～14時30分

【場 所】 参議院議員会館 地下1階 102会議室

【出席者】 別紙・出席者名簿参照

【議事録】 以下、敬称略

○参議院議員 三原じゅん子

皆様、お忙しいところお集まり頂きましてありがとうございます。

知的障がい者の明日を考える議員連盟の終の棲家実現に向けた提言の記者会見を始めさせて頂きたいと思っております。

私は事務局長の参議院議員の三原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭ですが、一昨日、山形県沖を震源とする地震で被害に遭われました方々に心からのお見舞いを申し上げたいと思っております。

それでは、本日記者会見の議事に入る前に、本議員連盟の設立経緯について、簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。着席のままで失礼致します。

この知的障がい者の明日を考える議員連盟は、昨年12月に36名の自由民主党、国会議員により設立されました。顧問には高村正彦・前自民党副総裁、野田毅衆議院議員、会長には木村義雄参議院議員、副会長には野田聖子衆議院議員などをはじめ多くの先生方にご就任を頂いております。

この2月に開催されました第二回議員連盟では、議員連盟の主要な目的を「親亡き後の知的障がい者にとっての終の棲家の制度的構築」と定めまして、現場の問題を現場目線で解決するためのワーキングチームも設置されました。

その後、ワーキングチームの座長であります秋元司衆議院議員が主体となりまして、福祉施設の現地視察を行い、また議員連盟では議員、役所、事業者、保護者の意見交換の内容を踏まえまして、現時点で明らかとなった問題を解決するために、本提言を行うに至った次第でございます。

それでは早速ではございますが、我が議連の木村会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(拍手)

○参議院議員 木村義雄

皆さんこんにちは。

当議連が取り組んで来ましたこの知的障がい者の問題でありますけども、そもそも平成18年に障害者自立支援法ができたことが発端になります。

この時にどういうことが起こったかと言うと、厚生労働省と財政当局が障がい者のサービスを、今までは国が政策的に出していたものを、介護保険の方に切り替えようということ画策をしまして、自立支援法を作ったわけでありまして、

その中にはですね、障がい者の方にサービス利用料で1割負担をしてもらおうという目的がございました。それから、(障害福祉サービスを介護保険に統合させることで) 保険の場合は国民の皆さまの保険料が財源ですから、国の負担を出来るだけ削減しようとしたわけでありまして、

当時、障がい者に一割負担をどうして課すことになったのかと言いますと、知的障がいも含めて障がい者も働けということに尽きます。何故そんな無茶苦茶な法律を作ったかと言うと、当時この法律を作ったのは厚生官僚ではなくてですね、労働完了が作ってしまった。障がい者の部門にいた労働官僚が中心になって、ここには非常に有名な女性も含まれていますが、働かざる者食うべからずという考えで、障がい者もとりあえず働けと、それで稼げと、それで一割払えと、ということで自立支援法を作ったわけです。

結果として大変なことになりまして、車椅子の方を中心としてですね、厚生労働省の建物が全部が占拠されたという事態も起こりました。これは大変だということで自民党が何とかしないといけないということになり、私が障がい者問題を専門的に扱う障がい者福祉委員会を作ったらどうかと提案をしましたら、お前が委員長をやれということで、私が委員長を引き受けまして、自由民主党の障がい者の特別委員会の初代委員長を仰せつかったわけでございます。

まあ、この時にとにかく(障がい者の)一割負担を解消するにはどうしたらいいかということで、すぐに法律改正するわけにはいかなかったので、基金を作って1200億円の財源を確保して、一割負担を当面の間延期した上で、新しく総合支援法を作って、現状の様な負担形態を作ったところでございます。

まあ、このような経緯を見ても分かるようにですね、まだまだ国の姿勢として障がい者政策の満足いく予算、費用をどうやって持つかというような点で、国の中でも財務系の官僚を含めてですね、労働官僚のような人たちの考えも沢山残っているところでございます。

しかし、我々としては、障がい者問題というのは国がしっかりと責任を負って、国家の責任によってこれを取り扱っていくべきだと思うところでございます。

その中で今の大きな課題が障がい者の人たちの所得保障。これともう一つは、終の棲家の問題。

障がい者の方々を本当に親身になって面倒みているのは、ご両親の方々を含め

て、家族になるんですね。家族の人にとって自分が死んだあと、障がい者の子供たちはどうなるのか。この点に関してはですね、特に「終の棲家」って書いてありますけど、たとえご両親やご家族の方が一人もいなくなっても、しっかりとその障がい者が余生を送っていただけることができる、そういう仕組みを作っていかなければいけない。それを最大の課題として、「所得保障」と「終の棲家」、に取り組ませていただいているわけです。

その中であって障がい者の定義というのは、まだまだ不十分であります。

実は先進国で障がい者と言われる人たちは、(全人口の)約2割います。だから日本で言うと、人口約1億2千6百万人ですから、2割というわけです、大体2千5百万人位いることになります。しかし、今は身体障がい者400万人、知的障がい者100万人、精神障がい者400万人とこうやって実際にカウントされているのは900万人しかしない。残る1600万人ぐらいというのは本当はいるのに障がい者としてもカウントされていないということです。

まあ、身体障がい者はどちらかというところある程度外見で判断できるところはあるんですけど、知的障がいとかですね、精神障がいの場合、なかなか難しいところがあります。

特に今回のこの知的障がい者において、様々な意見があって、まだまだ十分に認定されないところがある。本当は手を差し伸べなければいけないんだけど、実際は(知的障がい者と)認定されていなくて、手を差し伸べなければならぬんじゃないかと。こういうようなところが、問題点としてある。この辺もしっかりとですね、決めていかなければいけないじゃないかと思えます。

ところで、その障がい者施策を担っていただくのは、国や都道府県、市町村なんですけど、その市町村でも地域によって様々な濃淡があります。本当に障がい者にとって優しいような地域もあるんです。行き過ぎじゃないのと思うような地域もあるにはあるんです。それは大体財政力が豊かなところなんです。

そうじゃないところは、ある意味非常に障がい者に対する扱いが厳しくて、施設などにも厳しく応じていくこともあって、この地域間のバラつきがあまりにもひどい。都道府県、市町村のバラつき、非常に酷い状況です。

ここはですね、全国一律の基準をしっかりと設けて、公平にバラつきのない施策を行っていく必要があるんじゃないかこう思っております。

(なぜ地域によって非常に厳しいところがあるのかというところでですね)かつてコムスン事件という出来事がありまして、介護における不正請求事件が起きました。それを契機に、二度と同じ事件を生じさせないというのを大義名分にして、あまりにも厳しい規制を作りすぎたんです。それがかえって今では市町村に



すみません。どうも、ありがとうございます。

○参議院議員 三原じゅん子

それでは早速ですが議事に入らせて頂きたいと思います。

終の棲家実現に向けた我が議連の提言書の読み上げ、これをお願いしたいと思います。こちらは秋元司、私どものワーキングチームの座長でございます。どうぞ、宜しくお願い致します。

○衆議院議員 秋元司

それでは改めましてこの議連のワーキングチームの座長を務めさせて頂いております秋元司でございます。宜しくお願い致します。

今、木村会長の方から、今回我々議連の目的や、そして議連で見聞きした様々な方向性というものをお話しいただきました。

議連での議論を踏まえ、ワーキングチームとしても現場視察をさせて頂き、そしてまたヒヤリングさせて頂きました。その結果、議連として、この「終の棲家」の実現に向けた様々な課題を、短期的、中期的、課題に分類した上で、今現在我々が目にした中で思うことを今回まとめさせて頂いて、そして提言書という形でまとめさせて頂いて、今日は意見表明をさせて頂きたいと思しますので宜しくお願いしたいと思います。

#### 【提言書 2 頁目】

まず「提言 1」というこれは短期的に関する提言でございます。

障がい者の人権や特性に配慮した行政調査の徹底ということでもあります。先ほど木村会長からのお話しにもございましたけども、やはり自治体が主体となって自治体の管轄にある施設に行政調査というのが時折行われるわけございませぬけれども、その行政調査という方法というのがあまりにも酷い、といった例が見受けられました。

結果的に、行政調査であまりにも攻めすぎたために、(調査の対象となった)その障がい者の方はトラウマになって新たな病気にもなってしまったという事実もございます。健常者であれば、何か行政調査で厳しい指摘をうけたならば、自分で答えられる時には、例えば弁護士を呼んでください等の意見を言うことができるわけではありますが、残念ながら知的障がい者の方にとっては、そのようなことを言う、または機会がなければですね。さらに言えば、そういった発想も出てこないこともあるわけでございますから、この知的障がい者の皆さん、障がい者の皆さんの人権と特性を配慮した行政調査を全国統一にする、国の機関から地方自治体に徹底すべきだということを我々として提言をかけさせて頂くことでございます。

まあ、本来は人的配慮事項というものがあるのは理想であると思います。しかしながら今回、現在の法律（障害者総合支援法）にはこの規程がないわけであり  
ます。

一方で厚労省からは、基本的には全ての法律は人権に配慮するのは当然の前提として法律は作られているとの回答がありました。しかしながら現実問題として、地方行政においては障がい者に対してあまりに厳しい尋問をしているという実態もある。そういうことを我々も確認をさせていただいてるところでございますので、敢えてこの提言を入れさせていただいたところでございます。合わせて、刑罰規程による障がい者への不当な人権侵害の防止の方も含めて、提言をさせていただきますところでございます。

#### 【提言書 5 頁目】

次はですね 5 ページの「提言 3」であります。

相談支援事業における事業の効率化、スリム化という提言であります。

これも冒頭の木村会長の話にございましたけども、やはり都道府県また市区町村によって相談支援事業の内容がバラバラだというふうなことが確認されました。ある県ではサービス等利用計画書の書式が 4 枚のところがあったり、2 枚のところがあったりとバラバラであって、場合によっては 10 枚以上と更にいろんなことを要求して相談支援事業を行う事業者に対して過度な負担を強いる。そういったこともあるということも確認されたこととございまして、

まず、国として全国の自治体で使用される書式の内容とか制定経緯の実態調査をやはり速やかに行ってもらって各自治体間で情報共有というものをしっかり行うべきであろうと、そして必要に応じてやはり厚生労働省等が示していく参考書式との見直し等を検討すべきであることを我々として提言させていただくこととでございます。

本来、相談支援事業は障がい者の皆さんに対するしっかりとしたサービスをしなければならないのですが、実際は行政に対する報告書類などを作ることに全ての時間が埋まってしまって、なかなか本来障がい者の方にやるサービスが低下をしてしまっている、こういった事例もあることを多くの皆さんから見聞きしたとでございます。

今後は今、IT、AI の時代でございますから、そういったものを使いながらですね例えば利用サービスの計画を作るなどですね、まあ国がこのシステム化を行えば効率化して行うことも可能になってくるのであります。やはり、IoT とか AI、そういったことが一般的に言われるなった昨今でございますから、この相談支援事業に対してもしっかりとこういった流れを入れていくべきであろうということを提言として入れさせていただいたところとでございます。

#### 【提言書 7 頁目】

次に7ページの「提言4」であります。

これは中期的な課題という分野に入ってくるのでありますけども、知的障がい者に関する定義、認定制度の明確化というものであります。

ご存じのように、今知的障がい者の皆様には、障がい者手帳が付与されるわけでありまして、この認定基準、表記に対してバラバラということだということでありまして。そこで全国の自治体に対して国が実態調査を行い、全国統一的な明確な基準を創設していくべきであろうことを提案させていただきました。

また、知的障がい者の法律による定義に関しても、この療育手帳（障がい者手帳）に関する実態調査の結果を踏まえて、国が責任主体として法律に明記すべきである、こういうことも併せて意見を表明させていただいたところでございます。

別紙の添付資料の方にも付けさせていただきますけども、例えば療育手帳の区分A、Bの表記について、都道府県、政令指定都市の表示があるわけでありまして、同じAであってもですね、都道府県によってバラバラな表示になっています。

良く言えば、きめ細かくケアされているということもあるかもしれませんが、引っ越しなどで県を跨いでしまう場合、支援事業を行うみなさんにとりましても、また、サービスを受ける障がい者の方にとりましても、こちらの県では、Aで認定されたのに違う県に行ってしまったら違う認定になってしまったということになってしまいます。同じ人間なのに県によってサービス内容が変わってしまうという、そういったことにも陥りがちな実態というのが明らかになったということもありまして、これは厚生労働省もこの事実は認めておりまして、今後やはりこういった表記の仕方についても、統一するのが望ましいのであろうということを我々もヒヤリング等で確認させていただいたところでございます。

まずは調査をしっかりとやってもらいながら、統一、全国統一的な明確な基準を作るということを提言をさせていただいたところでございます。

いずれにしましても、我々は、重大な問題を抱え込んでいる今の現状を踏まえてですね、この終の棲家の実現に向けて、また所得保障について、国が出す負担が無駄に使われる事無く、合理的かつ経済的に活用され、必要な人に必要なサービスが行き届くという形を明確にしていかなければならないということで、締めくくりをさせていただきます。

ご質問等があれば受けさせていただきたいと思っておりますので、宜しくお願いしたいと思います。以上です。

○参議院議員 三原じゅん子  
有り難うございました。

秋元司ワーキングチームの座長から提言書を読み上げて頂きました。

それでは、まずは記者のみなさんからですね、ご質問等がございましたら、挙手の上でご発言を頂ければと存じます。如何でしょうか。

○朝日新聞 西村圭史（厚生労働省記者クラブ）

朝日新聞の西村と言います。

この提言書についてですが、厚労省に例えば既に出稿済みでしょうか。それとも、この後どういう形でその役所の方にあげられるのでしょうか。

○参議院議員 木村義雄

これからしっかりとした文書にしてですね、それで、厚労省に向けて正規に提出したいと思っています。

○朝日新聞 西村圭史（厚生労働省記者クラブ）

時期の目途と違ってあたりしますか？いつまでにとか。

○参議院議員 木村義雄

出来るだけ直ぐにでもと思っています。

こういう時期ですんで、多少前後するかもしれませんね。

○朝日新聞 西村圭史（厚生労働省記者クラブ）

わかりました。

○参議院議員 木村義雄

中身としてはですね、皆さんがどういう風にやって欲しいという事が大事ですので、しっかりと期待にこたえた内容で、と思っています。

また中にはですね、法律改正する部分もありますけども、政省令で済む部分もある。これを出来るだけ速やかに働きかけて省令で済む場合、政令で済む場合、或いは法律改正する場合、その辺をしっかりと分けてですね、やるべきことはどんどんやっっていこうと、こういう姿勢が必要ではないかと思っています。

○参議院議員 三原じゅん子

他にご質問ありますでしょうか。いかがでしょうか。ありませんか。  
じゃあ本日ご出席の皆さんの中から、何か質問ございましたら

○大川興業 大川豊

フリーライターの大川興業の大川です。

僕はもう4回程勉強会に参加させて頂いているんですけど、これ議員立法になっていくものなんでしょうか。

それと、あともう一つが、ブラック企業が今話題になっている中、自治体の運用が上手くいってる、いってないっていうのがかなり問題になっている所があるので、いわゆるブラック自治体の公表であったり、逆のホワイト自治体とかの上手くいってる自治体の情報も欲しいわけです。

ですので、ブラック自治体、ホワイト自治体の何かそういった、皆が情報を共有できるシステムとかもお考えになってもらえたら、そこらへんは是非検討していただけないかと思っています。

○衆議院議員 秋元司

ご指摘頂いたようにですね、今回に問わず、基本的な福祉サービスはやっぱり自治体の運用でやっていただいているというのがございますから、やはりこの利用サービスを受ける利用者の方、更には支援事業からの情報におきましても残念ながら全てに平等になっているとは言えない状況であると思います。

例えば、東京23区の中でもしっかりやっている区もあれば、ちょっと対応が弱い区もあるというのも現状でございます。

じゃあ何をもって、良い、悪いというのを判断するのかっていうことがありますので。ここは議連が、もう少し事業所の皆さんの利用状況を細かく精査して、しっかりとは取り組んでいないような自治体を大川さんの言葉で言えばブラック、ブラックの自治体とする。そういったものをしっかり我々も取り組んでいきたいと思っています。

ただ一方で国は国で、優良事例は優良事例で取り組みを紹介していく部門がございますから、そういったことは厚生労働省と我々の間でタッグを組みましてしっかり優良事例がどういうものか、その優良事例を各自治体に広げていくというそういった連携した状況にはさせていただきたいと思っています。

○大川興業 大川豊

もう1点は、今、知的障がい者の終の住処の問題が大きくなっていますが、世間一般でも引きこもりの方の8050問題という問題が生じています。知的障がい者施設、知的障がい者のいわゆる親御さんにおいても80、50問題が生じている。

※8050問題…引きこもりの子供を抱えた家庭において、80歳の親が、50歳の引きこもりの子供の生活の世話をするという状況があり、80歳の親自身の介護、親亡き後の50歳の引きこもりの子供の生活をどうするのかという問題のことを指します。

例えば、ヨーロッパの方ですと一時期障がい者を「地域に返す」ということがあったんですけど、やっぱり現実には（支援の）プロの方でないとあのちゃんと支援が出来ないって言うことがあって、最終的には入所施設にお戻りになっているというのが本当の現状でございます。

今後は、日本でもやはりそういったことが生じると思いますので、結局は予算を組まなければいけなくなると思うのですが、そこらへんをもう一度お聞きしたいのですがどうお考えでしょうか？

○参議院議員 木村義雄

まず、今、最初に議員立法がどうかというお話がありましたが、率直に言って議員立法だと弱いんですよ。

○大川興業 大川豊

弱いんですね。

○参議院議員 木村義雄

だからさっき、記者さんからもご質問がありましたけれど、省令でやる場所は省令でやり、政令で行えるものは政令でやる。

それでもダメであれば立法措置を行うんですが、議員立法というはどうしても手続きが簡潔な一方ですね、非常に政府としての取り組みは弱い。

弱いのでできればですね、閣法の中で必ず介護保険の改正とか障害者総合支援法の法律の改正とかがありますから、その中で丁寧に捉えて、しっかりと法律改正は閣法の中で取り組みたい、とこういう願いを持っております。

それが一番ですね。この問題は、政府全体としてこれはやはり取り組まなければならない。国として取り組まないといけない法律、問題なんですよ。

まあ守備的といえれば失礼だけど、これは広い範囲でちゃんと国が作っていく

べきであるともうちょっと私はそういう風に思っております。

続いてあの、終の棲家、8050問題というのは、終の棲家の問題と違ってこれは絶対にこれから取り組んでいかないといけない。それと結局、今は在宅って話が出てくるんですね。これは施設に住むとだいたい一人4、50万円平均でかかってしまう。在宅にするとですね、10万円以下で済むっていう単なる財務省の予算措置の話なんです。だから変なこと言ってるわけですよ。

でも我々はしっかりと、最初から言ってますように、国が責任を持ってこの障がい者の問題っていうのは取り組むべきなんです。その中で、予算措置もしっかり取り組んで増やして行って、終の棲家などの問題を解決する。やっぱり在宅って言ったって、ご両親や家族がいなかったらとても一人で暮らすわけにもいかないんですから、こういう方々はやっぱり、面倒をみないといけない。

今はあまりにもですね、施設が減りっぱなしで少なすぎる。また、人手が足りない。これはですね、例えば外国人労働者の導入とも含めながらしっかりと取り組んでいく。それにはやっぱり、しっかりと予算措置を講じて最優先に取り組んでやっていかなきゃならないと思っています。

特に、8050問題含めて、ご指摘あった引きこもりクライシス。これはまたもっともっと大きな問題になってきます。この点も含めてどういう形で国が関与すべきか、これは真剣にこれから取り組んでいかなきゃならない。

○大川興業 大川豊

(ひきこもりの8050問題と知的障がい者の高齢化問題は) 実はリンクしていくのではないかと思っているところがありまして。

○参議院議員 木村義雄

非常に頭の良い質問をされていますけどね、その点はですね、知的障がい者の分類とは少し違うんですけども、似たようなこともありますので、一緒になって、並行的に進めていく必要があるのかなどこのように思っております。

○大川興業 大川豊

はい。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございます。他にご質問はございますでしょうか？

はい、では宜しく申し上げます。

○読売新聞編集局政治部 大沢奈穂

提言書の中で、療育手帳の認定基準や障がい者の定義について、中的課題と意と位置付けられています。中期というのはいくらイメージなのか教えていただければと思います。

○衆議院議員 秋元司

これは中期という位置づけではありますけども、まず厚生労働省に実態調査を早期にやってもらって、その上がった結果を基づいて我々も精査させてもらって、そして統一基準を作り上げるということに行きたいと考えています。

本来はその知的障がい者の皆さんの認定、定義というところを詰めたということが本心ではありますけども、それよりも先に、まずは実態調査をさせてほしいというそういった意向が厚労省よりございましたのでそれを尊重させてもらっています。

実態調査ですから、早ければそれは本当に数カ月で終わるし、彼らのスピード感ではそれこそ1年間かかってしまうかもしれないということもあって、厚労省と引っ張り合いをしている状況です。

○参議院議員 三原じゅん子

はい、ありがとうございます。

他によろしいですか？いかがでしょうか？

○障がい者の保護者 柴崎久美子

質問ではないのですが宜しいでしょうか？

○参議院議員 三原じゅん子

どうぞ、どうぞ。

○障がい者の保護者 柴崎久美子

知的障がい者の娘を持つ母親なんですけど、うちの娘は療育手帳の区分でいうと、千葉県の○Aの1という最重度の子どもなんです。

今現在、うちの子はグループホームに入っています。

本当だったら、本来だったら、グループホームっていうのは比較的(障がい者が)軽めの人が入るんです。けど現実には、うちの娘を受け入れてくれるような入所施設が無く、ある程度金銭面でも安く受け入れて頂けるような入所施設を探すと、周りの人たちも私の友達もやっぱり千葉県外、東北の方まで探しに行かなきゃいけないような現状なんです。だから無理を言ってグループホームで受け入れてもらっている。

親である自分たちも生きていけるんで仕事もあのしなきゃいけない。子供をずっと見守り続けるなら、何か動物のように鎖でもつないで、昔何かありましたよね、座敷牢みたいなところに閉じ込めて、そういうような状態にでもしない限りは無理なんです。

あの、うちの子、おしめをしているんですよ。そうすると、どうしても預かって見てもらうところが無い時に、部屋の中に鍵を閉めて置いておかざるを得ないんですが、汚い話で申し訳ないですけど、帰宅するとウンチを壁に塗りとぐっているような状態でなんです。そういう子たちを皆見ている、最終的にこの子を自分で殺さなければいけないんじゃないかって、そういうような気持ちになっちゃうんじゃないかと思うくらい追い詰められていました。

今は幸いにして、グループホームの方に入らせて頂いています。けれども、同じ様な気持ちを持っている親御さんもいて、何故こんなに、昔はきちんと入所施設もあって、例えば冠婚葬祭とか、そういう時に子供を預けないといけない時でも、昔は、市は探してくれましたよ。だけど、今はそういうことも全くなくなってしまった。

要するに自主支援法が制定されてからですよ。今では全くそういうことも全く無くなり、入所施設も数を制限されています。千葉県では県の施設で色々な事件があって入所施設が無くなりましたけれど、なくした代わりに新しく増やしてくれるわけでもない。

でも長生きしてるんです、子供が。

昔は50ちょっと寿命と言われていたのが、今はもう、70、80は当たり前です。健康に気を使っているのもあるかもしれませんが、医療も発達していますから、そうすると、親が子供より先に死んじゃうかもしれない。

私は、前に癌になったんですよ。自分が癌になった時に、私は幸いにして治療して治りましたが、これでもし治らなかった場合、自分が死ぬかもしれない時に、この子を殺さなければいけない、というところまでこの子を置いていけないと思うようなところまで行ったんです。

そういう思いをしている親御さんもかなりいると思うので、その辺を含めて、あの是非、頑張ってもらいたいのでお願いします。

#### ○参議院議員 木村義雄

まさにそういったお気持ちに対して応えようというのが、今度の提言や議員連盟の目的なんです。

本当に、そもそも一番の原因は、自立支援法を作った時に施設から在宅へという流れにさせられたけど、それが障がい者目線ではなくて、あくまでも財政的な目線で、大きくですね障がい者行政を変えてしまったところに問題があるんで

す。

それを今、ずっと修正してきていて、修正の先端に我々が立っている。

親御さんのそういう気持ちに答えて、本人のためにもですねやって行こうということなんです。その期待に応えるべくこれからも取り組みますので、どうぞ期待してください。また、応援してください。

どうぞよろしくお願いします。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございます。先生よろしいですか。

今日はお忙しいところ、お集まり頂きましてありがとうございます。

当議連といたしましても、今、会長がおっしゃったように、そうした皆様方のためになる様に、一生懸命努力していきたいと思っておりますので、今後ともご指導よろしくお願い致します。

本日は誠にありがとうございました。

<記者会見終了>